

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

規 則

ページ

○農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 （農林水産経営支援課） 一

○県税に関する申告等の期限の指定 （税 務 課） 一九

○管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定 （食と暮らしの安全推進課） 一九

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 （共同参画社会推進課） 二〇

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 （障害福祉課） 二〇

○保安林の指定実施要件の変更の予定 （森林整備課） 二〇

○建設業許可の取消し （事業管理課） 二二

○平成五年宮城県告示第千四十五号（屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定）の一部改正 （都市計画課） 二二

○土地改良区役員の住所変更の届出 （仙台地方振興事務所） 二二

○土地改良区役員の退任の届出 （東部地方振興事務所） 二二

公 告 （情報システム課） 二二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 （建築宅地課） 二二

○開発行為に関する工事の完了 （教育庁高校教育課） 二四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件） （教育庁高校教育課） 二四

○高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則 （公安委員会） 二八

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 （公安委員会） 二八

規 則

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十七号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和四十二年宮城県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「若しくは農業協同組合連合会」を削る。

第三条の見出し及び同条第一項中「認可等」を「指定等」に改め、同項第一号から第三号の三までを削り、同項第三号中「第十条第二十六項」を「第十条第十八項」に、「農業協同組合（連合会）指定農協指定申請書（様式第三号）」を「農業協同組合指定農協指定申請書（様式第二号）」に改め、同

号を同項第一号とし、同項第四号中「農業協同組合（連合会）信用事業規程承認申請書（様式第四号）」を「農業協同組合信用事業規程承認申請書（様式第二号）」に改め、同号を同項第二号とし、同

項第五号中「農業協同組合（連合会）信用事業規程変更承認申請書（様式第五号）」を「農業協同組合信用事業規程変更承認申請書（様式第三号）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「農

業協同組合（連合会）信用事業規程廃止承認申請書（様式第六号）」を「農業協同組合信用事業規程廃止承認申請書（様式第四号）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「第十一条の三第

項及び第二項」を「第十一条の四第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）」に、「農業協同組合（連合会）信用供与等限度超過承認申請書（様式第七号）」を「農業協同組合信用

供与等限度超過承認申請書（様式第五号）」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法第十一条の五ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認申請 農業協同組合特

定関係者との間の取引等承認申請書（様式第六号）

第三条第一項第七号の二を削り、同項第八号中「第十一条の四第一項」を「第十一条の七第一項」

に、「農業協同組合（連合会）共済規程承認申請書（様式第八号）」を「農業協同組合共済規程承認申

請書（様式第七号）」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「第十一条の四第三項」を「第

十一条の七第三項」に、「農業協同組合（連合会）共済規程変更承認申請書（様式第九号）」を「農業

協同組合共済規程変更承認申請書（様式第八号）」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「第

十一条の四第三項」を「第十一条の七第三項」に、「農業協同組合（連合会）共済規程廃止承認申請

書（様式第十号）」を「農業協同組合共済規程廃止承認申請書（様式第九号）」に改め、同号を同項第

十一号とし、同項第十一号中「農業協同組合（連合会）共済規程承認申請書（様式第九号）」に改め、同

号を同項第十号とし、同項第十二号中「農業協同組合（連合会）共済規程承認申請書（様式第十号）」に改め、同

号を同項第十一号とし、同項第十三号中「農業協同組合（連合会）共済規程承認申請書（様式第十号）」に改め、同

号を同項第十二号とし、同項第十四号中「農業協同組合（連合会）共済規程承認申請書（様式第十号）」に改め、同

号を同項第十三号とし、同項第十五号中「農業協同組合（連合会）共済規程承認申請書（様式第十号）」に改め、同

号を同項第十四号とし、同項第十六号中「農業協同組合（連合会）共済規程承認申請書（様式第十号）」に改め、同

号を同項第十五号とし、同項第十七号中「農業協同組合（連合会）共済規程承認申請書（様式第十号）」に改め、同

九号とし、同項第十一号中「第十一条の八第一項」を「第十一条の二十三第一項」に、「様式第十一号」を「様式第十号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「第十一条の八第三項」を「第十一条の二十三第三項」に、「様式第十二号」を「様式第十一号」に改め、同号を同項第十一号とし、「様式第十三号」を「様式第十二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「第十一条の十四第一項」を「第十一条の二十九第一項」に、「農業協同組合（連合会）宅地等供給事業実施規程承認申請書（様式第十四号）」を「農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更承認申請書（様式第十五号）」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「第十一条の十四第三項」を「第十一条の二十九第三項」に、「農業協同組合（連合会）宅地等供給事業実施規程変更承認申請書（様式第十五号）」を「農業協同組合宅地等供給事業実施規程変更承認申請書（様式第十四号）」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「第十一条の十四第三項」を「第十一条の二十九第三項」に、「農業協同組合（連合会）宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書（様式第十六号）」を「農業協同組合宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書（様式第十五号）」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「第十一条の十五の三第一項」を「第十一条の三十二第一項」に、「農業協同組合（連合会）農業経営規程承認申請書（様式第十七号）」を「農業協同組合農業経営規程承認申請書（様式第十六号）」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十八号中「第十一条の十五の三第三項」を「第十一条の三十三第三項」に、「農業協同組合（連合会）農業経営規程承認申請書（様式第十九号）」を「農業協同組合農業経営規程承認申請書（様式第十八号）」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十号を削り、同項第二十一号中「農業協同組合（連合会）定款変更認可申請書（様式第二十号）」を「農業協同組合定款変更認可申請書（様式第十九号）」に改め、同号を同項第十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十 法第五十条の二第二項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡の認可申請 農業協同組合信用事業全部（一部）譲渡認可申請書（様式第二十号）

二十一 法第五十条の二第三項の規定による信用事業の全部又は一部の譲受けの認可申請 農業協同組合信用事業全部（一部）譲受認可申請書（様式第二十一号）

第三条第一項第二十一号の二及び第二十一号の三を削り、同項第二十二号中「農業協同組合（連合会）設立認可申請書（様式第二十一号）」を「農業協同組合設立認可申請書（様式第二十一号）」に改め、同項第二十三号中「農業協同組合（連合会）解散議決認可申請書（様式第二十一号）」を「農業協同組合解散議決認可申請書（様式第二十三号）」に改め、同項第二十四号中「農業協同組合（連合会）合併認可申請書（様式第二十三号）又は様式第二十四号」を「農業協同組合合併認可申請書（様式第二十四号）又は様式第二十五号」に改め、同項第二十五号を削り、同項第二十六号中「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省令第一号}）を「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省令第一号}）を「農業協同組合（連合会）宅地等供給事業実施規程承認申請書（様式第十三号）」に改め、」による業務報告書」の下に、「又は連結業務報告書」を加え、「農業協同組合（連合会）業務報告書（連結業務報告書）提出延期承認申請書（様式第二十五号の二）」を「農業協同組合業務報告書（連結業務報告書）提出延期承認申請書（様式第二十六号）」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十七号中「第五十六条第二項」を「第二百六条第一項」に、「信用事業及び財産の状況に関する説明書類の」を「業務及び財産の状況に関する説明書類の」に、「農業協同組合（連合会）信用事業及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始延期承認申請書（様式第二十五号の三）」を「農業協同組合業務及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始延期承認申請書（様式第二十七号）」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十八号中「省令」を「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省令第一号}）」に、「（様式第二十五号の四）」を「（様式第二十八号）」に改め、同号を同項第二十七号とし、同条第二項第一号中「の規定による仮理事」を「（法第四十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による一時理事若しくは監事の職務を行うべき者」に改め、「ための総会」の下に、「若しくは総代会」を加え、「農業協同組合（連合会）仮理事選任（総会招集）請求書（様式第二十六号）」を「農業協同組合一時理事（監事）の職務を行うべき者の選任（総会（総代会）招集）請求書（様式第二十九号）」に改め、同項第五号中「第九十六条第一項」の下に、「（法第四十八条第七項において準用する場合を含む。）」を「含む。」の下に、「若しくは総代会」を加え、「農業協同組合（連合会）議決（選挙・当選）取消請求書（様式第三十号）」を「農業協同組合総会（総代会）議決（選挙・当選）取消請求書（様式第三十四号）」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「農業協同組合（連合会）検査請求書（様式第二十九号）」を「農業協同組合検査請求書（様式第三十三号）」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第七十三条第二項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の規定による仮理事」を「第七十二条の十二の六の規定による一時理事の職務を行うべき者」に、「農事組合法人仮理事選任請求書（様式第二十八号）」を「農事組合法人一時理事の職務を行うべき者の選任請求書（様式第三十二号）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「農業協同組合（連合会）設立（定款変更・解散・合併・包括承継）認可証明請求書（様式第二十七号）」を「農業協同組合設立（定款変更・解散・合併）認可証明請求書（様式第三十一号）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

会）合併認可申請書（様式第二十三号）又は様式第二十四号」を「農業協同組合合併認可申請書（様式第二十四号）又は様式第二十五号」に改め、同項第二十五号を削り、同項第二十六号中「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省令第一号}）を「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省令第一号}）を「農業協同組合（連合会）宅地等供給事業実施規程承認申請書（様式第十三号）」に改め、」による業務報告書」の下に、「又は連結業務報告書」を加え、「農業協同組合（連合会）業務報告書（連結業務報告書）提出延期承認申請書（様式第二十五号の二）」を「農業協同組合業務報告書（連結業務報告書）提出延期承認申請書（様式第二十六号）」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十七号中「第五十六条第二項」を「第二百六条第一項」に、「信用事業及び財産の状況に関する説明書類の」を「業務及び財産の状況に関する説明書類の」に、「農業協同組合（連合会）信用事業及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始延期承認申請書（様式第二十五号の三）」を「農業協同組合業務及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始延期承認申請書（様式第二十七号）」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十八号中「省令」を「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年^{大蔵省令第一号}）」に、「（様式第二十五号の四）」を「（様式第二十八号）」に改め、同号を同項第二十七号とし、同条第二項第一号中「の規定による仮理事」を「（法第四十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による一時理事若しくは監事の職務を行うべき者」に改め、「ための総会」の下に、「若しくは総代会」を加え、「農業協同組合（連合会）仮理事選任（総会招集）請求書（様式第二十六号）」を「農業協同組合一時理事（監事）の職務を行うべき者の選任（総会（総代会）招集）請求書（様式第二十九号）」に改め、同項第五号中「第九十六条第一項」の下に、「（法第四十八条第七項において準用する場合を含む。）」を「含む。」の下に、「若しくは総代会」を加え、「農業協同組合（連合会）議決（選挙・当選）取消請求書（様式第三十号）」を「農業協同組合総会（総代会）議決（選挙・当選）取消請求書（様式第三十四号）」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「農業協同組合（連合会）検査請求書（様式第二十九号）」を「農業協同組合検査請求書（様式第三十三号）」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第七十三条第二項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条の規定による仮理事」を「第七十二条の十二の六の規定による一時理事の職務を行うべき者」に、「農事組合法人仮理事選任請求書（様式第二十八号）」を「農事組合法人一時理事の職務を行うべき者の選任請求書（様式第三十二号）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「（法第七十条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「農業協同組合（連合会）設立（定款変更・解散・合併・包括承継）認可証明請求書（様式第二十七号）」を「農業協同組合設立（定款変更・解散・合併）認可証明請求書（様式第三十一号）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第四十条第三項の規定による一時代理事の職務を行うべき者の選任の請求 農業協同組合
一 時代理事の職務を行うべき者の選任請求書(様式第三十号)

第三条第三項中「届出書」を「届出書等」に改め、同項第一号中「農業協同組合(連合会)信用事業規程変更届(様式第三十一号)」を「農業協同組合信用事業規程変更届(様式第三十五号)」に改め、同項第一号の二及び第一号の三を削り、同項第十号中「第五十八条第三項第三号」を「第二百三十一条第一項第十九号」に、「信用事業及び財産の状況に関する説明書類の」を「業務及び財産の状況に関する説明書類の」に、「農業協同組合(連合会)信用事業及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始届(様式第三十八号の四)」を「農業協同組合業務及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始届(様式第五十二号)」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第九号中「省令」を「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」に、「の設定」を「の制定」に、「農業協同組合(連合会)信用事業方法書設定(変更・廃止)届(様式第三十八号の三)」を「農業協同組合信用事業方法書制定(変更・廃止)届(様式第五十一号)」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第八号中「(様式第三十八号の二)」を「(様式第四十七号)」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三 法第九十七条の二第一号の規定による共済代理店の設置又は廃止の届出 農業協同組合共済代理店設置(廃止)届(様式第四十八号)並びに共済代理店の概況及び理由書(様式第四十九号)
十四 法第九十七条の二第三号、第四号又は第五号の規定による子会社に係る届出 農業協同組合子会社届(様式第五十号)

第三条第三項第七号中「第七十三条第四項において準用する民法第八十三条」を「第七十二条の十八の十」に、「(様式第三十八号)」を「(様式第四十六号)」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第六号中「(様式第三十六号又は様式第三十七号)」を「(様式第四十四号又は様式第四十五号)」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号中「(様式第三十五号)」を「(様式第四十三号)」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号中「(様式第三十四号)」を「(様式第四十一号)」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号中「(様式第三十三号)」を「(様式第四十一号)」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号中「第六十四条第四項又は第七項」を「第六十四条第四項後段」に、「農業協同組合(連合会)解散届(様式第三十二号)」を「農業協同組合解散届(様式第四十号)」に改め、同号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の四号を加える。

二 法第十一条の七第四項の規定による共済規程変更の届出 農業協同組合共済規程変更届(様式第三十六号)
三 法第四十四条第四項の規定による定款変更の届出 農業協同組合定款変更届(様式第三十七号)
四 法第五十条の二第七項の規定による信用事業の全部の譲渡の届出 農業協同組合信用事業全部

譲渡届(様式第三十八号)

五 法第五十条の四第五項において準用する第五十条の二第七項の規定による共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出 農業協同組合共済事業全部譲渡(共済契約全部移転)届(様式第三十九号)

第三条第三項に次の一号を加える。

十七 省令第二百三十一条第一項第二十号の規定による不祥事件の発生に係る届出 農業協同組合不祥事件発生届(様式第五十三号)

第三条第四項中「請求等」を「申請等」に、「請求書等」を「申請書等」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第四十六条」を「(平成十八年法律第八号)第五十七条第二項」に、「(様式第四十号)」を「(様式第五十四号)」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第四十七条」を「第五十八条第四項」に、「の請求」を「の申立て」に、「農業協同組合信託受託者解任請求書(様式第四十一号)」を「農業協同組合信託受託者解任申立書(様式第五十五号)」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 信託法第五十条第一項の規定による信託変更の申立て 農業協同組合信託変更申立書(様式第五十六号)

第三条第四項第四号中「第五十八条」を「第六十五条第一項」に、「信託解除命令の請求」を「信託終了命令の申立て」に、「農業協同組合信託解除命令請求書(様式第四十二号)」を「農業協同組合信託終了命令申立書(様式第五十七号)」に改める。

第四条第一項中「(又は農業協同組合連合会)県の区域に満たない区域をその地区とするものに限る。」を削り、「組合」と総称するを「同じ」に、「農業協同組合(連合会)総会(総代会)招集届(様式第四十三号)」を「農業協同組合総会(総代会)招集届(様式第五十八号)」に改め、同条第二項中「組合は」を「農業協同組合は」に、「農業協同組合(連合会)総会(総代会)終了届(様式第四十四号)」を「農業協同組合総会(総代会)終了届(様式第五十九号)」に改める。

第五条中「組合は」を「農業協同組合は」に、「農業協同組合(連合会)役員就退任届(様式第四十五号)」を「農業協同組合役員就退任届(様式第六十号)」に改める。

第六条中「組合は」を「農業協同組合は」に、「農業協同組合(連合会)解散届(様式第三十二号)」を「農業協同組合解散届(様式第四十号)」に改める。

第七条中「農事組合法人」を「農業協同組合又は農事組合法人」に改め、「又は組合」を削り、「一に」を「いずれかに」に改める。

第八条中「組合の」を「農業協同組合の」に、「農業協同組合(連合会)設立(合併)登記完了届(様式第四十六号)」を「農業協同組合設立(合併)登記完了届(様式第六十一号)」に改める。

第九條の見出し中「農業協同組合連合会等」を「農業協同組合中央会」に改め、同条中「第三條第一項第四号及び第五号」を「第三條第一項第五号及び第六号」に改め、「農業協同組合連合会及び」を削る。

様式第6号の「様式第1号」の「様式第1号」を削る。

様式第11号の「農業協同組合（連合会）指定農協指定申請書」を「農業協同組合指定農協指定申請書」に、「農業協同組合（連合会）」を「農業協同組合の」に、「当農協同組合（連合会）」を「当農協同組合」に、「第10条第26項」を「第10条第18項」に改め、同条第26項を削る。

様式第12号の「農業協同組合（連合会）信用事業規程承認申請書」を「農業協同組合信用事業規程承認申請書」に、「農業協同組合（連合会）」を「農業協同組合の」に、「当農協同組合（連合会）信用事業規程」を「当農協同組合の信用事業規程」に改め、同条第12号の「様式第12号」を削る。

様式第13号の「農業協同組合（連合会）信用事業規程変更承認申請書」を「農業協同組合信用事業規程変更承認申請書」に、「農業協同組合（連合会）」を「農業協同組合の」に、「当農協同組合（連合会）信用事業規程」を「当農協同組合の信用事業規程」に改め、同条第13号の「様式第13号」を削る。

様式第14号の「農業協同組合（連合会）信用事業規程廃止承認申請書」を「農業協同組合信用事業規程廃止承認申請書」に、「農業協同組合（連合会）」を「農業協同組合の」に、「当農協同組合（連合会）信用事業規程」を「当農協同組合の信用事業規程」に改め、同条第14号の「様式第14号」を削る。

様式第15号の「農業協同組合（連合会）信用供与等限度超過承認申請書」を「農業協同組合信用供与等限度超過承認申請書」に、「農業協同組合（連合会）」を「農業協同組合の名称」に、「当農協同組合（連合会）」を「当農協同組合」に、「第11条の3」を「第11条の4第1項ただし書（第11条の4第2項後段において準用する同条第1項ただし書）」に改め、同条第15号の「様式第15号」を削る。

様式第16号の「農業協同組合（連合会）」を「第11条の3」に改め、同条第16号の「様式第16号」を削る。

様式第6号（第3条関係）

農業協同組合特定関係者との間の取引等承認申請書

文書番号
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
農業協同組合の名称
代表者氏名

印

当農協同組合の特定関係者との間の取引等の承認を受けたいので、農業協同組合法第11条の5
ただし書の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特定関係者の所在地及び名称
- 2 特定関係の内容
- 3 取引内容（通常の取引内容及び当該特定関係者との取引内容）

（注）本書には、理由書を添付すること。

様式第 48 号 (第 3 条関係)

農業協同組合共済代理店設置 (廃止) 届

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
農業協同組合の名称
代表者氏名

印

当農業協同組合は、共済代理店を設置 (廃止) するので、農業協同組合法第 97 条の 2 第 1 号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 共済代理店の概況及び理由書 (様式第 49 号)
- (2) 設置の場合は、共済代理店委託契約書案
- (3) その他知事が必要と認める事項を記載した書類

様式第 49 号 (第 3 条関係)

共済代理店の概況及び理由書

項 目	内 容
商 号 ・ 名 称 又 は 氏 名	
代表者の氏名 (法人等の場合)	
営業所又は事務所の所在地	
設 置 (廃 止) 理 由	
設 置 (廃 止) 予 定 日	年 月 日
主 たる 業 務 の 内 容	

様式第50号 (第 3 条関係)

農業協同組合子会社届

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
農業協同組合の名称
代表者氏名

印

当農業協同組合は、子会社対象会社を子会社とするので
当農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社及び子会社でなくなったので
当農業協同組合の子会社対象会社に該当する子会社及び子会社対象会社に該当しない子会
社となったので

第 3 号
第 4 号
第 5 号
の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 法第97条の2第3号の規定による届出の場合

イ 当該子会社対象会社を子会社とする理由を記載した書類

ロ 当該子会社対象会社に関する次に掲げる書類

(イ) 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

(ロ) 業務の内容を記載した書類

(ハ) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(損失金処理)計算書

(ニ) 最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

(ホ) 役員の役職名及び氏名を記載した書類

ハ 当該組合に関する次に掲げる書類

(イ) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(損失金処理)計算書

(ロ) 最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

(ハ) この届出後における収支の見込みを記載した書類

ニ この届出後における当該組合及びその子会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記
載した書類

ホ 当該子会社対象会社を子会社とすることにより、当該組合又はその子会社が国内の会社
の議決権を合算してその基準議決数を超えて有することとなる場合は、当該国内の会社の
名称及び業務の内容を記載した書類

(2) 法第97条の2第4号又は第5号の規定による届出の場合

当該子会社対象会社に該当する子会社及び子会社でなくなった理由又は当該子会社対象会社
に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となった理由を記載した書類

様式第51号 (第 3 条関係)

農業協同組合信用事業方法書制定(変更・廃止)届

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
農業協同組合の名称
代表者氏名

印

当農業協同組合の信用事業方法書を制定(変更・廃止)したので、農業協同組合及び農業協同組
合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 信用事業方法書(変更の場合は、新旧条文の対照表)

(2) 信用事業規程

(3) 議決を行った理事会の議事録抄本

(4) 変更又は廃止の場合は、その理由書

報 告 書 様 式

<p>様式第52号（第3条関係）</p> <p>農業協同組合業務及び財産の状況に関する説明書類縦覧開始届</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p>主たる事務所の所在地 農業協同組合の名称 代表者氏名</p> <p>印</p> <p>当農業協同組合の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧を下記のとおり開始したので、農業協同組合法施行規則第231条第1項第19号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>記</p> <p>1 事業年度 年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）</p> <p>2 縦覧開始年月日 年 月 日</p> <p>（注）本書には、業務及び財産の状況に関する説明書類を添付すること。</p>	<p>様式第53号（第3条関係）</p> <p>農業協同組合不祥事件発生届</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p>主たる事務所の所在地 農業協同組合の名称 代表者氏名</p> <p>印</p> <p>別紙のとおり不祥事件が発生しましたので、農業協同組合法施行規則第231条第1項第20号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。</p> <p>（注）本書には、不祥事件の概要を記載した書類を添付すること。</p>
<p>文 書 番 号 年 月 日</p>	<p>文 書 番 号 年 月 日</p>

様式第54号 (第3条関係)

農業協同組合信託受託者辞任許可申請書

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
農業協同組合の名称
代表者氏名

印

下記理由により、当農業協同組合への信託の受託者の任務を辞任したいので、農業協同組合法第11条の26の規定に基づき、信託法第57条第2項の規定により申請します。

記

辞任の理由

様式第55号 (第3条関係)

農業協同組合信託受託者解任申立書

年 月 日

宮城県知事 殿

申立人住所
申立人氏名

印

信託の受託者たる下記の農業協同組合の解任について、農業協同組合法第11条の26の規定に基づき、信託法第58条第4項の規定により申し立てます。

記

1 農業協同組合の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

2 申立ての理由

様式第 56 号 (第 3 条関係)

農業協同組合信託変更申立書

年 月 日

宮城県知事 殿

申立人住所
申立人氏名

印

○農業協同組合の信託の変更の命令について、農業協同組合法第 11 条の 26 の規定に基づき、信託法第 150 条第 1 項の規定により申し立てます。

(注) 本書には、信託の変更を必要とする理由を明らかにした書類を添付すること。

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」
〒100-8331 東京都千代田区千代田 1-1-1 登記簿謄本、又「(1) 登記事項証明書」

変更届」及び「農業協同組合（連合会）の名称」を「農業協同組合の名称」及び「当農業協同組合（連合会）」を「当農業協同組合」に改め、同様式を様式第二十五号とし、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第36号（第3条関係）

農業協同組合共済規程変更届

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
農業協同組合の名称
代表者氏名

印

当農業協同組合の共済規程を変更したので、農業協同組合法第11条の7第4項の規定により届け出ます。

（注）本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 変更理由書
- (2) 新旧対照表
- (3) 総会又は総代会議事録抄本
- (4) その他知事が必要と認める事項を記載した書類

様式第37号 (第 3 条関係)

農業協同組合定款変更届

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
農業協同組合の名称
代表者氏名

印

当農業協同組合の定款を変更したので、農業協同組合法第44条第 4 項の規定により届け出ます。

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 変更理由書
- (2) 新旧対照表
- (3) 総会又は総代会議事録抄本
- (4) その他知事が必要と認める事項を記載した書類

様式第38号 (第 3 条関係)

農業協同組合信用事業全部譲渡届

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
農業協同組合の名称
代表者氏名

印

当農業協同組合は、下記のとおり信用事業の全部の譲渡を行ったので、農業協同組合法第50条の 2 第 7 項の規定により届け出ます。

記

- 1 信用事業の全部の譲渡の理由
- 2 信用事業の全部の譲渡先
- 3 信用事業の全部の譲渡年月日

(注) 本書には、信用事業の全部の譲渡を議決した総会又は総代会議事録抄本を添付すること。

様式第39号（第3条関係）

農業協同組合共済事業全部譲渡（共済契約全部移転）届

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地

農業協同組合の名称

代表者氏名

印

当農業協同組合は、下記のとおり共済事業の全部の譲渡（共済契約の全部の移転）を行ったので、
農業協同組合法第50条の4第5項において準用する同法第50条の2第7項の規定により届け出ま
す。

記

- 1 共済事業の全部の譲渡（共済契約の全部の移転）の理由
- 2 共済事業の全部の譲渡先（共済契約の全部の移転先）
- 3 共済事業の全部の譲渡年月日（共済契約の全部の移転年月日）

（注）本書には、共済事業の全部の譲渡（共済契約の全部の移転）を議決した総会又は総代会議事
録抄本を添付すること。

弊協同組合十十七号「農業協同組合（連合会）総会議決（選挙・当選）取消請求書」や「農業協同組合
総会（総代会）議決（選挙・当選）取消請求書」に「〇〇農業協同組合（連合会）の総会議決（選
挙・当選）」や「〇〇農業協同組合の総会（総代会）の議決（選挙・当選）」に「第96条第1項、第
96条第1項（第48条第7項において準用する同法第96条第1項）」に「〇〇 〇〇農業協同組合十
四号」。

弊協同組合十十七号「農業協同組合（連合会）検査請求書」や「農業協同組合検査請求書」に「〇
〇農業協同組合（連合会）」や「〇〇農業協同組合」に「〇〇 〇〇農業協同組合十十四号」。

弊協同組合十十七号「農事組合法人仮理事選任請求書」や「農事組合法人一時理事の職務を行うべき
者の選任請求書」に「仮理事の」や「一時理事の職務を行うべき者の」に「第73条第2項において
準用する民法第56条」や「第72条の12の6」に「〇〇 〇〇農業協同組合」に「(1) 登記簿謄本」や「(1) 登記
事項証明書」に「〇〇 〇〇農業協同組合十十四号」。

弊協同組合十十七号「農業協同組合（連合会）設立（定款変更）や「農業協同組合設立（定款変更・
解散・合併）認可証明請求書」に「包括承継」認可証明請求書」

解 散 ・ 合 併 ） 認 可 証 明 請 求 書 」 に 「 〇 〇 農 業 協 同 組 合 （ 連 合 会 ） の 名 称 」 や 「 農 業 協 同 組 合 の 名 称 」 に 「
〇〇農業協同組合（連合会）」や「〇〇農業協同組合」に「・包括承継」の認可」や「」の認可」
に「〇〇 〇〇農業協同組合十十四号」。

弊協同組合十十七号「農業協同組合（連合会）仮理事選任（総会招集）請求書」や

「農業協同組合一時理事（監事）の職務を行うべき者の」に「〇〇農業協同組合（連合会）の仮理
選任（総会（総代会）招集）請求書」に「〇〇農業協同組合（連合会）の所在地」に「〇〇 〇〇農業協同組合（連合会）の所在地」に「
〇〇農業協同組合（連合会）の所在地」に「〇〇農業協同組合の所在地」に「〇〇 〇〇農業協同組合（連合会）の
中」に「(1) 登記簿謄本」や「(1) 登記事項証明書」に「〇〇 〇〇農業協同組合十十四号」に「〇〇 〇〇
〇〇 〇〇農業協同組合十十四号」。

様式第30号（第3条関係）

農業協同組合一時代表理事の職務を行うべき者の選任請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

請求人住所

請求人氏名

印

〇〇農業協同組合の一時代表理事の職務を行うべき者の選任を下記のとおり、農業協同組合法第40条第3項の規定により請求します。

記

- 1 代表理事の職務を行う者がいなくなった農業協同組合の所在地及び名称
- 2 代表理事の職務を行う者がいなくなった年月日
- 3 代表理事の職務を行う者がいなくなった理由
- 4 請求の理由

（注）本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 除籍抄本等代表理事の職務を行う者がいなくなったことを証する書面

様式第二十五号の次に次の三様式を加える。

様式第26号 (第3条関係)

農業協同組合業務報告書 (連結業務報告書) 提出延期承認申請書

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
農業協同組合の名称
代表者氏名

印

当農業協同組合の業務報告書 (連結業務報告書) の提出の延期の承認を受けたいので、農業協同
組合法施行規則第202条第7項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業年度 年度 (年 月 日から 年 月 日まで)
- 2 総会 (総代会) 開催の年月日 年 月 日
- 3 提出予定年月日 年 月 日

(注) 本書には、理由書を添付すること。

様式第27号 (第3条関係)

農業協同組合業務及び財産の状況に関する
説明書類縦覧開始延期承認申請書

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
農業協同組合の名称
代表者氏名

印

当農業協同組合の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の延期の承認を受けたいの
で、農業協同組合法施行規則第206条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業年度 年度 (年 月 日から 年 月 日まで)
- 2 総会 (総代会) 開催の年月日 年 月 日
- 3 縦覧開始予定年月日 年 月 日

(注) 本書には、理由書を添付すること。

様式第28号(第3条関係)

特定農業協同組合承認申請書

文 書 番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

主たる事務所の所在地
農業協同組合の名称
代表者氏名

印

当農業協同組合は、特定農業協同組合の承認を受けたいので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第59条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(注) 本書には、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(損失金処理)計算書
- (2) 単体自己資本比率及び連結自己資本比率を記載した書類
- (3) 貯金及び定期積金の状況を記載した書類
- (4) 総貸出額及び固定化債権総額を記載した書類
- (5) 常勤理事、参事及び経営管理委員会等の業務執行体制の状況を記載した書類
- (6) 余裕金運用体制部門及び経営管理体制部門の分離、けん制等体制の状況を記載した書類
- (7) 内部監査担当部門の体制の状況を記載した書類
- (8) 余裕金運用規程
- (9) 余裕金運用に係る余裕金運用会議の設置・運営体制の状況を記載した書類
- (10) 特定農業協同組合に係る理事会議事録抄本
- (11) 特定農業協同組合に係る農林中央金庫の意見書
- (12) その他知事が必要と認める事項を記載した書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の農業協同組合法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の農業協同組合法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第五百二十七号

平成二十三年宮城県告示第二百四十一号(県税に関する申告等の期限の延長)において別に告示で定めるところとされている期日は、その期限が平成二十三年三月十一日から同年八月三十日までの間に到来するもの(岩手県、宮城県又は福島県に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式譲渡所得割、法人の事業税並びに個人の事業税に係るもの(個人の事業税にあつては、申告に限る。)を除く。)について、同月三十一日とする。
平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百二十八号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。
平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 講習会の主催者の名称及び所在地

財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番地二十六

二 講習会の日程及び会場

1 管理理容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十三年十一月七日(月)、同月十四日(月)及び同月二十一日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区本町二丁目十六番十一号

2 仙台商工会議所

管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十三年十一月七日(月)、同月十四日(月)及び同月二十一日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号

仙台商工会議所

三 受講料

一人につき一万八千円

○宮城県告示第五百二十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年七月十五日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 セージハウス

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 代表者の氏名 中川 清一

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区木町十六番三十九号

三 定款に記載された目的 この法人は、集合住宅建設の計画段階から自然に助け合える・支え合えることが出来る小さな村的な建物を提案し、その管理までを自主運営出来るようになるように地域住民に対して広く寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年六月三十日

○宮城県告示第五百三十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五二〇二二〇三	訪問介護マイン 仙台市青葉区上杉一丁目八番十九号副都	居宅介護 重度訪問介護 (みなし)	株式会社サク ラボ	平成二十三年 七月一日

〇四一五二〇二二〇一	心ビル上杉百番館二階	居宅介護 重度訪問介護	一般社団法人 ヒューマンサ ポート	平成二十三年 七月一日
	仙台中央サポーター 仙台市青葉区上杉一丁目十六番三十号東 日本ビル五階			

○宮城県告示第五百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(二) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百三十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十三年七月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
株式会社松江組 菅原 正行	気仙沼市内の脇一丁目 五十七	特第十八 第千六百六十 三号	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十三年 六月三日
有限会社佐々木 工業 佐々木 直子	岩沼市大昭和一・一	般十八 第千七百七 十八号	全部廃業 一般建設業 とび・土工事業 管工事業 機械器具設置工事業	平成二十三年 六月六日
菅原工務店 菅原 淳	東松島市矢本字蜂谷前 八・四	般十九 第千二百四 十五号	一部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十三年 六月十四日
株式会社旭搬送 機工業 石川 裕基	岩沼市下野郷字三人谷 地二十一・三十	般十八 第千八百二 十四号	全部廃業 一般建設業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	平成二十三年 六月八日
大地建設株式会社 阿部 徳保	石巻市渡波字黄金浜百 七十八	般十九 第千九百五 十七号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業	平成二十三年 六月八日

有限会社サンライズ 造景 日出 忠英	気仙沼市東みなと町七 十七	般十九 第千九百三 十五号	全部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十三年 六月六日
株式会社ラウオ 田中 誠一	仙台市泉区南光台南三 丁目十七・三十三	般二十一 第千八百八 十五号	全部廃業 一般建設業 大工工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが フロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装工事業 熱絶縁工事業 建具工事業	平成二十三年 六月三日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第五百三十三号

平成五年宮城県告示第千四十五号（屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月十五日から施行する。

平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 二の表中

一般国道四十
七号（仙台北
部道路）

利府ジャンクシ
ヨから富谷シ
ンまで

を

一般国道四十
七号（仙台北
部道路）

利府ジャンクシ
ヨから富谷シ
ンまで

宮城県告示第五百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、名取土地改良区役

める。

○宮城県告示第五百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、名取土地改良区役

員の住所変更について、次のとおり届出があった。
平成二十三年七月十五日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 本 木 隆

役職名	変 更 後		変 更 前	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
理 事	森 勝廣	岩沼市大手町五番二号	森 勝廣	岩沼市寺島字南瀬崎二百七十二番地
理 事	穴戸 繁	岩沼市栄町一丁目四番十七番地	穴戸 繁	岩沼市下野郷字浜百八十五番地

○宮城県告示第五百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、河南矢本土地区改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年七月十五日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸 村 俊 幸

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年六月三十日	相 澤 桂	東松島市大塩字南五十四番地一	理 事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 業務名 平成二十三年度情報システム課リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務
- 2 賃借機器の数量及び仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 契約期間 平成二十三年九月十六日から平成二十八年九月十五日まで

4 納入・設置場所 仕様書による。
二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年八月十二日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課ネットワーク管理班（担当 庄子 拓臣 電話〇二二・二二一・二四七五）

2 入札説明書の交付期限

平成二十三年八月十二日（金）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年八月十二日（金）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十三年八月二十五日（木）午後五時（郵送により提出する場合は、入札に係る業務の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時とする。

5 開札の日時及び場所 平成二十三年八月二十六日（金）午後二時

宮城県庁行政庁舎六階 震災復興・企画部会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条及び第九十九条及び第一百零一条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた

金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加えた金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行うものであるとして、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) Required : Lease, installation configuration and maintenance of Information System Division personal computers for the 2011 fiscal year (335).

2 Period of Contract : From September 16, 2011 to September 15, 2016.

3 Deadline to Submit Bid : August 12, 2011, 5:00 p.m.

4 Place and Time of Bid Selection : August 26, 2011, 2 p.m., Miyagi Prefectural Government building, 6th Floor, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Meeting Room

5 Contact : Takumi Syouji, Network Management Section, Information System Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2475

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

塩竈市庚塚二百九十九番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市宮城野区榴岡二丁目一・十一

株式会社みつば

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピューター機器賃借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃借期間 平成二十三年十月一日から平成二十八年九月三十日まで

4 設置場所 宮城県仙台三桜高等学校、宮城県涌谷高等学校、宮城県柴田農林高等学校川崎校、
宮城県大河原商業高等学校 以上四校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

8 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること。

9 保守及び修理工体体制が整備されていること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十三年八月八日(月)正午までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十三年八月一日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班(担当 渡辺 祐子 電話〇二二・二二一・三六三三)

2 入札説明書及び仕様書の交付期限 平成二十三年八月一日(月)正午まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十三年七月二十九日(金)正午まで1あて申し出る。

3 入札書の提出期限 入札書を持参する場合は、4の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十三年八月二十四日(水)午後五時までに、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

4 開札の日時及び場所 平成二十三年八月二十五日(木)午後三時十分

宮城県自治会館二階二〇九会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十三年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Services to be Procured : Lease of computers for educational use in Miyagi Prefectural High Schools - 1 set

2 Duration of Contract : October 1, 2011 to September 30, 2016

3 Location :

(1) Sendai Sanou Senior High School, Sendai City, Miyagi Prefecture

(2) Wakuva Senior High School, Wakuva Town, Miyagi Prefecture

(3) Shibata Senior High School of Forestry & Agriculture, Kawasaki, Kawasaki Town, Miyagi Prefecture

(4) Ogawara Commercial Senior High School, Ogawara Town, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : August 24, 2011, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Yuko Watanabe, Administrative Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAP AN. Tel.: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年七月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織賃借 十組

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 賃貸借期間 平成二十三年十月一日から平成二十八年九月三十日まで
- 4 設置場所 宮城県古川工業高等学校、宮城県大河原商業高等学校、宮城県岩ヶ崎高等学校鷺沢校舎、宮城県鹿島台商業高等学校、宮城県石巻工業高等学校、宮城県本吉響高等学校、宮城県米谷工業高等学校、宮城県白石工業高等学校、宮城県工業高等学校、宮城県村田高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理

事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき。

8 当該業務に類似する業務を相当数実施した実績を有すること。

9 保守及び修理事業が整備されていること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十三年八月八日（月）正午までに3の2に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一 号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年八月一日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の作成及び提出場所等

1 入札書の作成 入札書は納入しようとする設置場所ごとに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班(担当 渡辺 祐子 電話 〇二二・二二一・三六二三)

3 入札説明書及び仕様書の交付期限 平成二十三年八月一日(月)正午まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十三年七月二十九日(金)正午まで2あてて申し出ること。

4 入札書の提出期限 入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十三年八月二十四日(水)午後五時までに、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて2あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 宮城県古川工業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日(木)午前九時十分 宮城県自治会館二階二〇九会議室

(二) 宮城県大河原商業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日(木)午前九時四十分 宮城県自治会館二階二〇九会議室

(三) 宮城県若ヶ崎高等学校鷺沢校舎設置分 平成二十三年八月二十五日(木)午前十時十分 宮城県自治会館二階二〇九会議室

(四) 宮城県鹿島台商業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日(木)午前十時四十分 宮城県自治会館二階二〇九会議室

(五) 宮城県石巻工業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日(木)午前十一時十分 宮城県自治会館二階二〇九会議室

(六) 宮城県本吉響高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日(木)午前十一時四十分 宮城県自治会館二階二〇九会議室

(七) 宮城県米谷工業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日(木)午後一時十分 宮城県自治会館二階二〇九会議室

(八) 宮城県白石工業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日(木)午後二時四十分 宮城県自治会館二階二〇九会議室

(九) 宮城県工業高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日(木)午後二時十分 宮城県自治会館二階二〇九会議室

(十) 宮城県村田高等学校設置分 平成二十三年八月二十五日(木)午後二時四十分 宮城県自治会館二階二〇九会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則平成二十三年宮城県規則第十九号)第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に契約期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とする事の有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Services to be Procured : Lease of electronic computer systems for educational use in Miyagi Prefectural High Schools - 10 sets

2 Duration of Contract : October 1, 2011 to September 30, 2016

3 Location :

(1) Furukawa Technical Senior High School, Osaki City, Miyagi Prefecture

(2) Ogawara Commercial Senior High School, Ogawara Town, Miyagi Prefecture

(3) Iwagasaki, Uguisuzawa Senior High School, Kurihara City, Miyagi Prefecture

(4) Kashinadai Commercial Senior High School, Osaki City, Miyagi Prefecture

(5) Ishinomaki Technical Senior High School, Ishinomaki City, Miyagi Prefecture

- (6) Motoyoshi Hibiki Senior High School, Kesenuma City, Miyagi Prefecture
- (7) Maiya Technical Senior High School, Tome City, Miyagi Prefecture
- (8) Shiroishi Technical Senior High School, Shiroishi City, Miyagi Prefecture
- (9) Technical Senior High School, Sendai City, Miyagi Prefecture
- (10) Murata Senior High School, Murata Town, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : August 24, 2011, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Yuko Watanabe, Administrative Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 JAPAN. Tel.: 022-211-3623
- 6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only.

教育委員会

高等学校等専攻科等専攻科等貸付条例施行規則の一部を改正する規則
平成二十三年七月十五日

宮城県教育委員会
委員長 大 村 慶 一

○宮城県教育委員会規則第十一号

高等学校等専攻科等専攻科等貸付条例施行規則の一部を改正する規則

高等学校等専攻科等専攻科等貸付条例施行規則（平成十六年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を改正する。

第七条に次の二項を加える。

- 2 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいふ。）により被災した者への奨学資金（以下「被災生徒奨学資金」といふ。）の貸付金額は、条例第三十三条第一項各号の区分に応じ、それぞれ月額二万円とす。

被災生徒奨学資金は、第一項の奨学資金と重複し貸し付けらるることを妨げない。
附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第七条第二項及び第三項の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第59号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成23年7月15日

宮城県公安委員長 檜山 公夫

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成22年、23年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成23年8月19日から 平成23年10月31日まで	仙台市泉区市名坂字高倉65番地 宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成23年7月15日（金）から平成23年8月18日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成23年7月15日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせのこと。

問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601 (内線221、222)